

Lプラン (中国電力エリア)

株式会社フォーバルテレコム

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 第1条（適用） | 2 |
| 第2条（本約款の変更） | 2 |
| 第3条（Lプランー従量電灯 A） | 3 |
| 第4条（Lプランー従量電灯 B） | 4 |
| 第5条（Lプランー低圧電力） | 6 |
| 第6条（その他） | 8 |
| 第7条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則） | 8 |

Lプラン

第1条（適用）

このLプラン選択約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条、第4条及び第5条に定義される「Lプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「Lプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款（中国電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものとしたします。

本約款は、2019年2月1日より実施いたします。

第2条（本約款の変更）

- (1) 送配電会社の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及びLプラン選択約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、Lプラン選択約款、及び電気料金によります。
- (3) 当社は、送配電会社の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的な理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
 - ① 当社は事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面、電子メール等でお客様に通知いたします。
 - ② お客様は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとしたします。
 - ③ 上記②に定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客様は新た

た燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
 (1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

本プランについて基本料金はありません。

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の15キロワット時まで（定額） | 331円23銭 |
| 15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき | 20円40銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき | 26円96銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 27円59銭 |

第4条（Lプラン—従量電灯B）

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに需給約款別表2（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|----------------------|---------|
| 最初の6キロボルトアンペアにつき | 95パーセント |
| 次の14キロボルトアンペアにつき | 85パーセント |
| 次の30キロボルトアンペアにつき | 75パーセント |
| 50キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65パーセント |

- ② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金（税込） |
|---------------|----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 399円60銭 |

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 （税込） |
|-------------------------------|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき | 17円76銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの | 23円74銭 |

| | |
|-------------------------|--------|
| 1キロワット時につき | |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 24円30銭 |

第5条（Lプラン—低圧電力）

（1）適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ③ 1か月の使用電力量が1キロワットあたり144キロワット時以下であること。

（2）供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、需給約款別表2（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（ア）の係数を乗じてえた値の合計に（イ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客様に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、（イ）の係数を乗じないものといたします。

（ア）契約負荷設備のうち

| | | |
|----------------|--------------|----------|
| 最大の入力 のものから | 最初の2台の入力につき | 100パーセント |
| | 次の2台の入力につき | 95パーセント |
| | 上記以外のもの入力につき | 90パーセント |

(イ) 上記(ア)によってえた値の合計のうち

| | |
|------------------|----------|
| 最初の6キロワットにつき | 100パーセント |
| 次の14キロワットにつき | 90パーセント |
| 次の30キロワットにつき | 80パーセント |
| 50キロワットをこえる部分につき | 70パーセント |

② お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電力 | 基本料金（税込） |
|-----------|-----------|
| 1キロワットにつき | 1,036円26銭 |

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1か月に夏季及びその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1か月の使用電力量をその1か月に含まれる夏季及びその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価（税込） | |
|------------|-------------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 14円75銭 | 13円49銭 |

③ 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって需給約款別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、需給約款別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。

第6条（その他）

その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるものといたします。

第7条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則）

（1） 契約期間

需給約款第5条（3）の定めにとらわれず、「Lプラン」による電気需給契約の契約期間は、契約成立時より3年間とします。なお、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も3年ごとに同一条件で自動更新されます。

（2） 違約金

前号に掲げる契約期間内に「Lプラン」による電気需給契約を解約される場合は、契約解除料として金9,800円（不課税）をお支払いいただきます。

ただし、以下の場合を除きます。

- ① 更新月（供給開始月（供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。）に解約される場合
- ② 非常変災等、お客様の責めに帰さない事由によりやむを得ず解約される場合